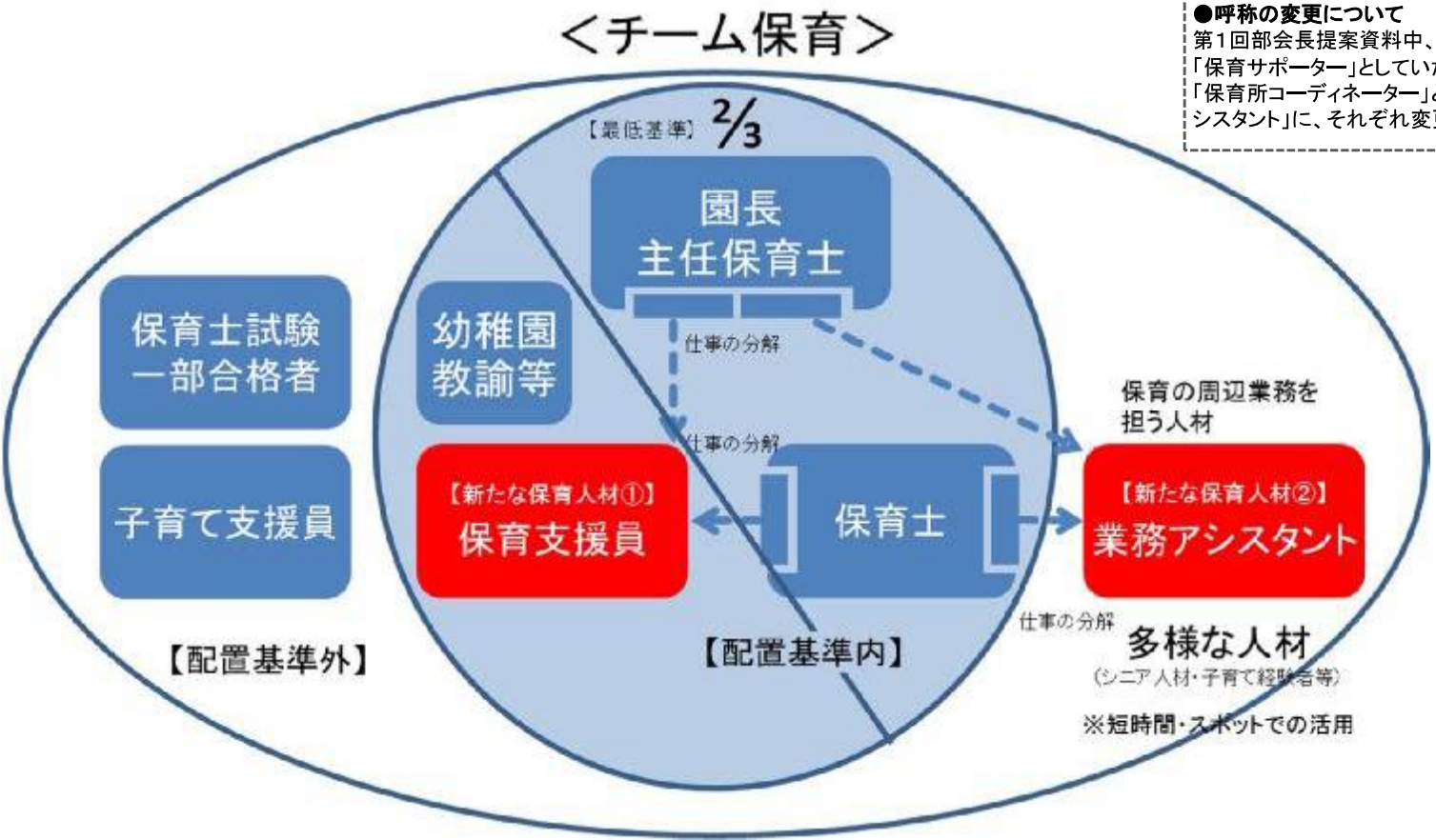


新たな保育人材の基本的な考え方について

- (1) 保育の量の拡大、質の確保を同時に実現するため、チーム保育を推進
- (2) 保育士の勤務環境の改善と専門能力の最大発揮をめざす
- (3) 様々な能力を持つ人材が保育現場に入っていただくことにより、保育人材の裾野を広げるとともに、保育士資格の取得をめざす人を応援



●呼称の変更について
第1回部会長提案資料中、「保育サポーター」としていたものは「保育支援員」に、「保育所コーディネーター」としていたものは「業務アシスタント」に、それぞれ変更。

保育所等における保育士配置要件の弾力化【平成28年4月から実施】

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

① 朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置の要件弾力化

- 保育士最低2人配置要件について、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※1 都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者(子育て支援員研修を修了した者のほか、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者や、家庭的保育者など)に代替可能

【対応前】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士A			
保育士B		16:00	
保育士C			
保育士D		11:00	



【対応後】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士A		16:00	
保育士B			
保育士C			
保育士D		11:00	
無資格E			
無資格F			

② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、保育士に代えて活用可能とする。

※2 幼稚園教諭は3歳以上児、小学校教諭は5歳児を中心に保育することが望ましい

※3 保育を行う上で必要な研修(子育て支援員研修など)の受講を求める

③ 長時間開所等に伴って必要となる保育士配置の要件弾力化

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※4 ①における要件に加え、保育士資格取得を促していく

※②③の特例適用に当たっては、全体で1/3を超えない(保育士を2/3以上配置する)ことが必要

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（抄）

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十五条の規定に基き、児童福祉施設最低基準を次のように定める。

（職員）

第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

附 則

（保育所の職員配置に係る特例）

第九十四条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第三十三条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

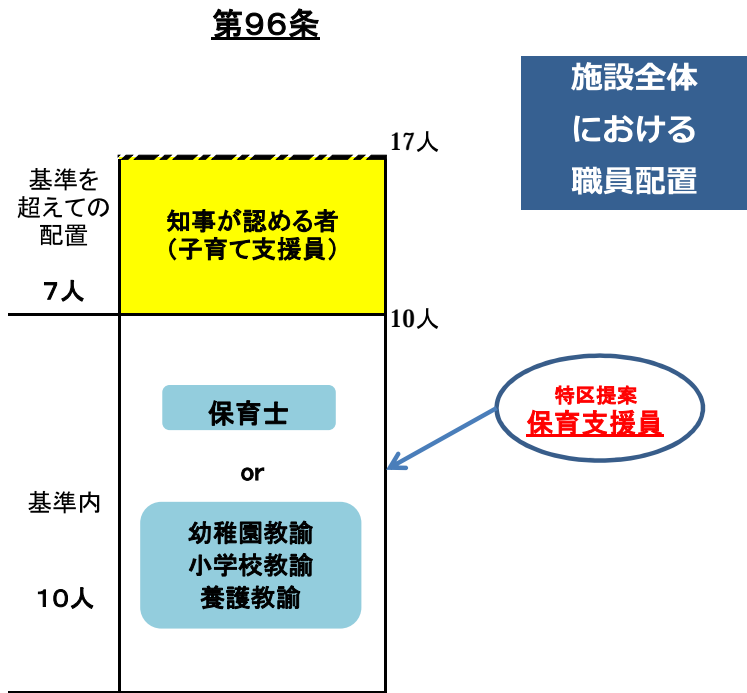
第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第九十六条 第九十四条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に比べて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九十七条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第三十三条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

附 則 （平成二八年二月一八日厚生労働省令第二二号）

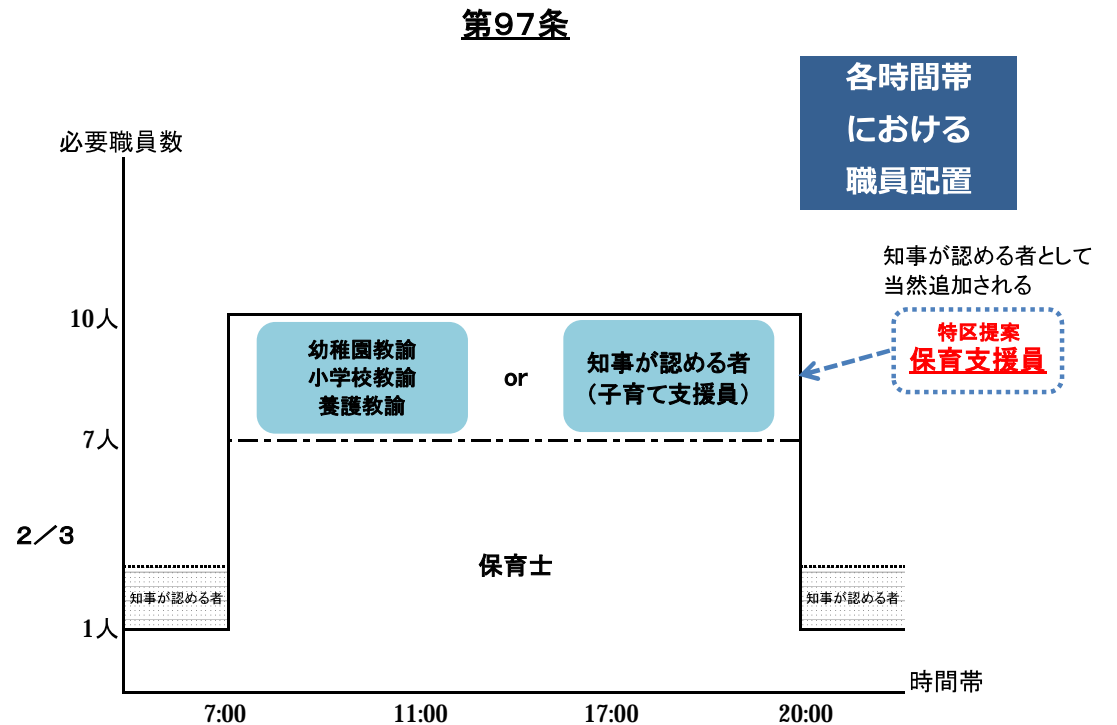
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。



※省令第96条は、施設全体における職員配置について記載しており、基準上必要な保育士数(10人)を超えた11人目以降について、知事が認める者を保育士とみなすことができる。

○知事が認める者

- ・保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者(常勤で1年相当程度が目安)
- ・家庭的保育者
- ・子育て支援員研修のうち、地域型保育コースを修了した者



※省令第97条は、各時間帯で見た際に、常に基準上必要な保育士数の2/3以上を保育士として運用する旨記載されており、残りの1/3に係る条件は付されていない。そのため、残りの1/3については、幼稚園教諭等又は知事が認める者を配置可能。(残りの1/3が全て知事が認める者であっても、可能。)

認定こども園における保育教諭等配置要件の弾力化【平成28年4月から実施】

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

① 朝夕など児童が少数となる時間帯における職員配置の要件弾力化

- 保育教諭等最低2人配置要件について、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育教諭等2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※1 都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者(子育て支援員研修を修了した者のほか、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者や、家庭的保育者など)に代替可能

【対応前】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育教諭A			
保育教諭B		16:00	
保育教諭C			
保育教諭D		11:00	

【対応後】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育教諭A		16:30	
保育教諭B			
保育教諭C			
保育教諭D		11:00	
無資格E			
無資格F			

② 小学校教諭及び養護教諭の活用

- 保育教諭と近接する職種である小学校教諭、養護教諭を、保育教諭等に代えて活用可能とする。

※2 小学校教諭は5歳児を中心に保育することが望ましい
 ※3 保育を行う上で必要な研修(子育て支援員研修など)の受講を求める

③ 長時間開所等に伴って必要となる職員配置の要件弾力化

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育教諭等数(例えば15名)を上回って必要となる保育教諭等数(例えば15名に追加する2名)について、子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※4 ①における要件に加え、保育教諭の資格取得を促していく
 ※5 公定価格上は、研修代替要員や年休代替要員、休憩保育教諭等の要件を弾力化

※②③の特例適用に当たっては、全体で1/3を超えない(保育教諭等を2/3以上配置する)ことが必要
 また、学級担任は保育教諭等である必要があり、本特例の対象外である

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号) (抄)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

（職員の数等）

第五条（略）

2（略）

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。

附則

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

第五条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第五条第三項

本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として置かなければならない。

第六条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

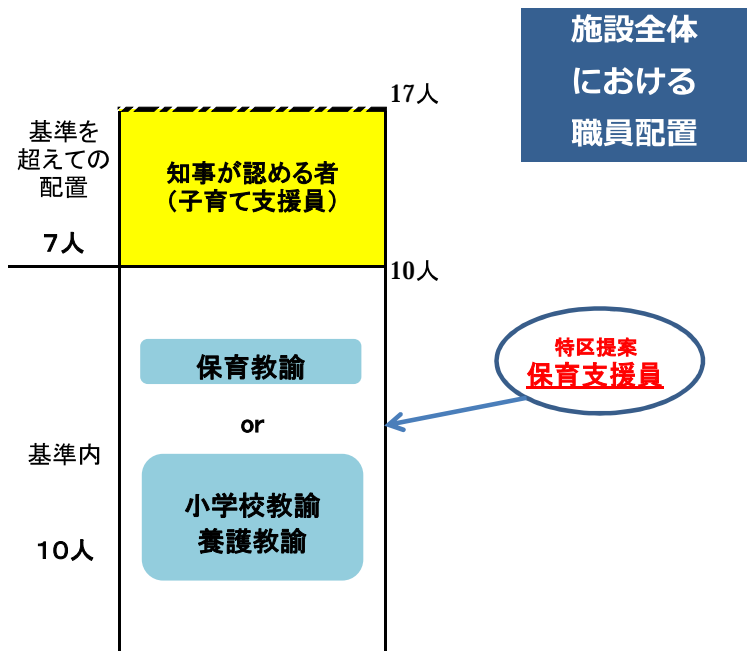
第七条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第八条 前二条の規定により第五条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

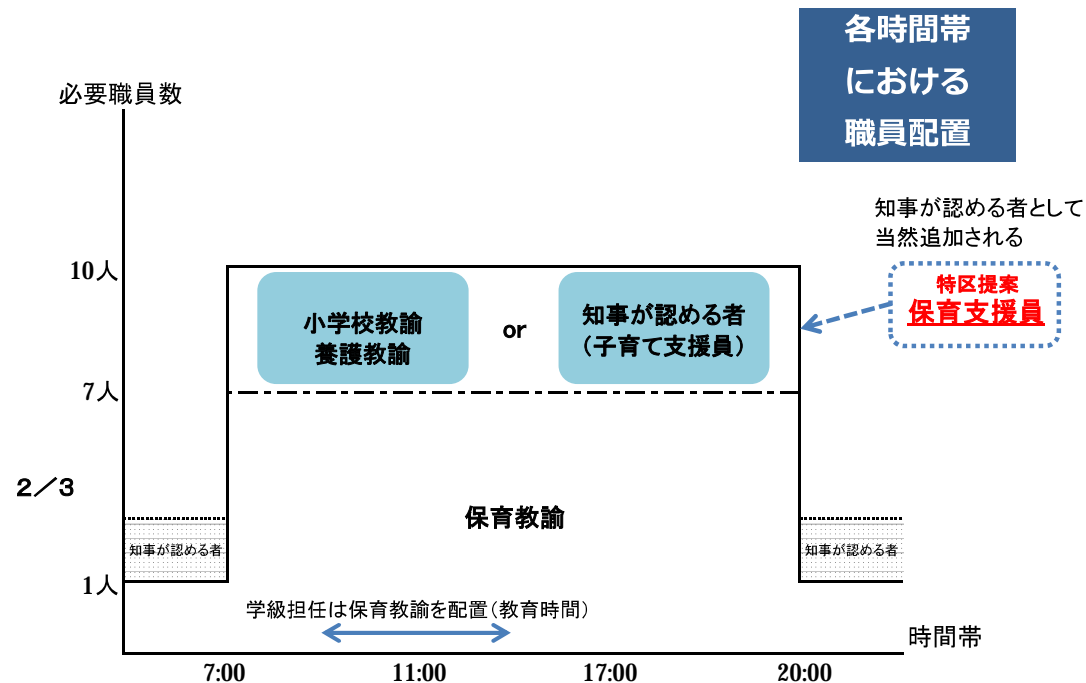
附則（平成二八年三月三十一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

第7条



第8条



※省令第7条は、施設全体における職員配置について記載しており、基準上必要な保育教諭数(10人)を超えた11人目以降について、知事が認める者を保育教諭とみなすことができる。

○知事が認める者

- ・保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者(常勤で1年相当程度が目安)
- ・家庭的保育者
- ・子育て支援員研修のうち、地域型保育コースを修了した者

※省令第8条は、各時間帯で見た際に、常に基準上必要な保育教諭数の2/3以上を保育教諭として運用する旨記載されている。

残りの1/3については、小学校教諭等又は知事が認める者を配置することとなる。(残りの1/3が全て知事が認める者であっても、可能。)

○保育教諭

幼保連携型認定こども園で教育・保育に従事する職員。

(ただし、保育士資格及び幼稚園免許の併有が必要。)

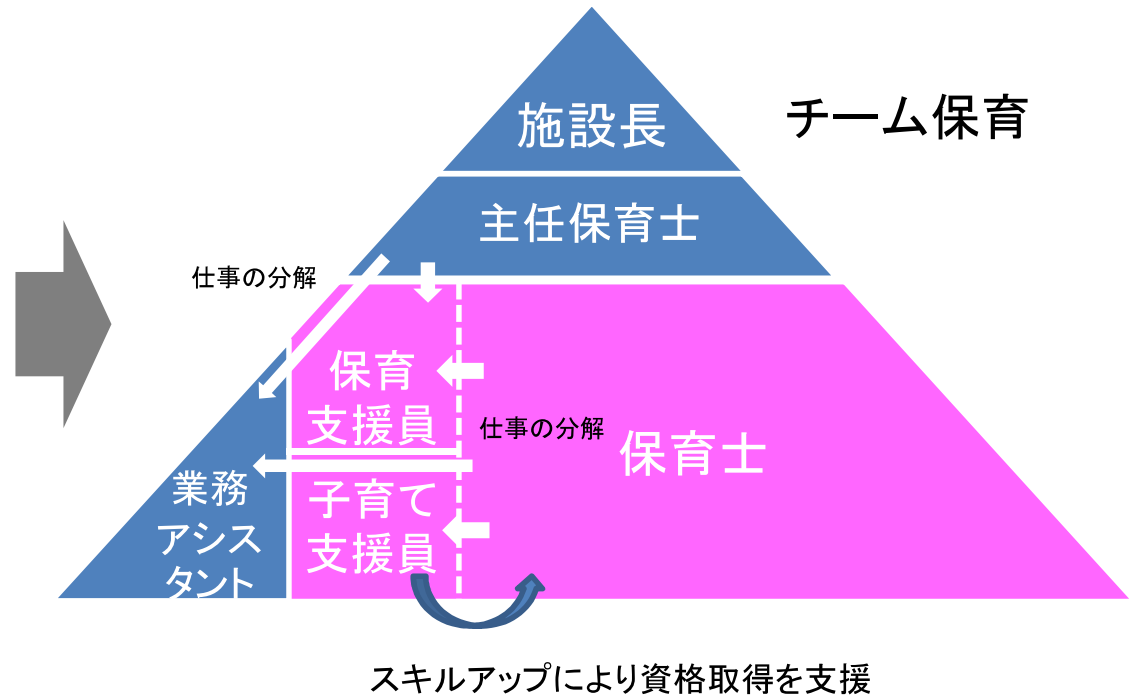
なお、経過措置により、平成31年度までは、どちらか片方の保有でも可。)

多様な人材の活用によるチーム保育の実現イメージ図

＜従来の保育現場＞



＜めざす保育現場＞



保育士だけの保育現場

- ・鍋蓋型の組織体制
- ・担任クラスの保育の深化に注力
- ・組織マネジメントが働きにくい
- ・全員が疲弊

多様な人材が活躍する保育現場

- ・連携型の組織体制
- ・役割分担することで、保育士が専門性を発揮
- ・組織としての保育力の向上
- ・様々な能力を持つ人材が保育現場に入ることにより、保育人材の裾野が広がる
- ・保育士資格の取得をめざす人の応援

新たな保育人材の人物像① 保育支援員【配置基準内】

資料5

	イメージ	第1回部会での主な意見	論点
コンセプト	○保育士業務を補助する実務力の高い専門スタッフ(子育て支援員より高いレベル、幼稚園教諭より保育に特化)	○過去の准保育士創設の提案との違いは、はっきりさせておく必要	
想定対象者	○保育試験の一部合格者 ○M字カーブの30～40代子育て経験者 ○将来的に保育士資格取得を希望する者	○子育て支援員(地域型保育コース修了者)をさらに進める必要がある。 ○地域拠点事業で従事している保育士をもっと保育現場で活躍してもらう必要があるのではないかと。 ○保育試験の受験中の人への現場での指導や受験支援体制が必要。 ○高卒生が、保育士試験の受験資格を得るために必要な実習経験にしてもらう。 ○養成校通学の補助制度もあるが、養成校に行かなくても保育サポーター(保育支援員)として報酬を得ながら、実習経験を積み、資格獲得につながるのを、ひとり親家庭への支援にもつながる。 ○保育士試験と子育て支援員研修の体系が異なるなか、どのように保育士資格取得支援を打ち出せるか ○シニアも対象 ○想定対象者がM字カーブの30～40代としても、「子育て経験」を明記するかどうか要検討。 保育の専門性と子育て経験が混同されるおそれ	①保育支援員と過去に議論された准保育士との違い ②保育支援員の業務イメージ【資料6・7】 ③保育支援員の養成スキームについて【資料8】 ・研修主体、検定主体、検定方法等 ④保育現場におけるOJTのあり方・内容
業務例	○保育士をサポートしながら、所内で、保育・子育て実務を担当	○保育士の仕事内容の分解する必要がある	
育成	○子育て支援員で、実務経験を経た者に認定 ○一定科目合格している保育士志望受験生 ○子育て支援員研修(地域型保育コース) + 上乘せ研修、実務研修を重視	○子育て支援員程度の保育の基礎知識があることは前提。必要な研修等を追加するイメージ ○現在の養成研修は、项目的には、多様な範囲をカバーしているが、時間数が少ないため、内容は薄くならざるを得ない ○命に係わる研修には重きを置くべき ○認定ベビースITTERで保育士をめざす人がいるかもしれない。その場合も、家庭保育とは違う集団保育を体験するため、実習経験は必要	⑤子育て支援員にどのような科目を追加で学んでいただくか【資料9】 ・科目、時間 ⑥保育士試験の一部合格者の扱いについて【資料10】
メリット	○保育士の負担軽減 ○(現状の補助スタッフから養成した場合) 所内補助スタッフの質の向上 ○将来の保育士育成につながる	○保育支援員として認定された人の(保育士以外の)キャリアパスや応募インセンティブとは	
検定	効果測定		

保育士業務の分解マトリックス図(1)【保育所保育指針】

資料6

役割と コンセプト	主任保育士	保育士	保育支援員	業務アシスタント	
	マネジメント力の発揮	専門性の発揮	保育を強力にサポート <ul style="list-style-type: none"> •地域子育て支援事業等を担う •保育士に付き保育の心得・ノウハウを習得 •見守りの目を増やす(複数人による保育) 	スキルを活かした保育の側面支援 <ul style="list-style-type: none"> •保育の周辺業務を担う •見守りの目を増やす(複数人による保育) •多様な人材の活用 	
【指針第4章】 保育の計画及び評価	保育課程作成		指導計画の作成		指導計画のデータ入力
	保育内容等の自己評価の実施		地域子育ての相談対応・助言・記録		自己評価の取りまとめ
	苦情対応・記録	苦情共有受		記録のデータ入力・受付窓口	
	健康・発育の把握と記録		健康・発育の把握と記録		記録のデータ入力
	医師への受診付き添い・相談		軽微なもの対応		救急対応・保護者連絡・記録
【指針第5章】 健康及び安全	午睡時の見守り(SIDSチェック)		午睡時の見守り(SIDSチェック)		温度湿度の環境維持
	保育室等の衛生管理 遊具等の安全性確認		保育室・トイレの清掃・消毒		プール・砂場の清掃
	食中毒発生時の対応・予防(消毒など)		動物の飼育施設の清掃		食中毒発生時の対外対応・記録
【指針第6章】 保護者に対する支援	事故防止指導 マニュアル策定	ヒヤリハット記録・事故ポイントの確認		記録データ化 マニュアル作成作業	
	食育計画の作成		計画のレイアウト作り		計画のレイアウト作り
	災害への備えと定期的な避難訓練		避難訓練への参加		専門機関・地域との連携窓口
	連絡ノート等での保護者との連絡		園の掲示物やホームページの作成		園の掲示物やホームページの作成
	地域の子育て支援事業計画の立案	地域の子育て支援事業の実施		行事への参加	
	保護者との懇談 家庭訪問 保育参観		記録のデータ入力		記録のデータ入力
【指針第7章】 職員の資質向	保育の専門性を高める・協働する		研修への参加・情報の共有		研修プログラム スケジュール調整
	研修プログラム策定	研修への参加・情報の共有		研修プログラム スケジュール調整	

保育士業務の分解マトリックス図(2)【園の1日】

業務内容	主任保育士	保育士	保育支援員	業務アシスタント
受入時間前	<p>【職員の雇用管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用関係 ●職員の出勤状況の把握、勤務体制の調整 ○服務に関する指導 ●職員の健康管理 <p>【運営及び管理に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育内容、方針及び月案作成指導 ○保健衛生の指導(健診・感染症・サーベイランスの入力など) ○日常の保育内容点検指導 ○行事などの計画・実施・指導 ○入所児童に対する安全指導 ○災害(自然)に対する危機管理及び対策 ○給食内容(検食、献立表の確認、アレルギー対応食の確認) ●情報関係業務(園HP作成、ICTシステムの運用管理) ●経理事務(予算執行管理、教材教具備品などの購入、利用者負担額の徴収・管理) ●施設の維持管理 ○個人情報の管理及び配付に関する確認 <p>※ ●印は業務アシスタントと分業</p>	窓やカーテンの解放・清掃などの準備		
登園・受入		受入・保護者とのやりとり	安全確保・見守り	
朝の会		朝の会進行・ピアノ		
自由遊び		公園散歩水遊び等引率	公園散歩水遊び等引率補助	緊急時の連絡・救護、その記録
設定保育		製作・お絵かきなど	保育補助	見守り
昼食		アレルギー食のチェック 手洗いうがい指導 配膳 片付け 歯磨き指導		
トイレ		トイレ介助・おむつ替え		
着替え		着替え介助		
午睡		読み聞かせ・寝かしつけ	布団敷き	
午睡中		連絡ノート書き込み	片付け・イベントの準備	
午睡中		SIDSチェック		
おやつ		アレルギー食のチェック 手洗い 配膳 片付け		
自由遊び				
お迎え		帰りの支度 保護者への連絡		見送り
延長保育		安全確保・園庭遊びの見守り		
1日の終わり		片付け 火元の確認		戸締り
その他		保育日誌の記入 園だより等作成		

【主任保育士からの業務】

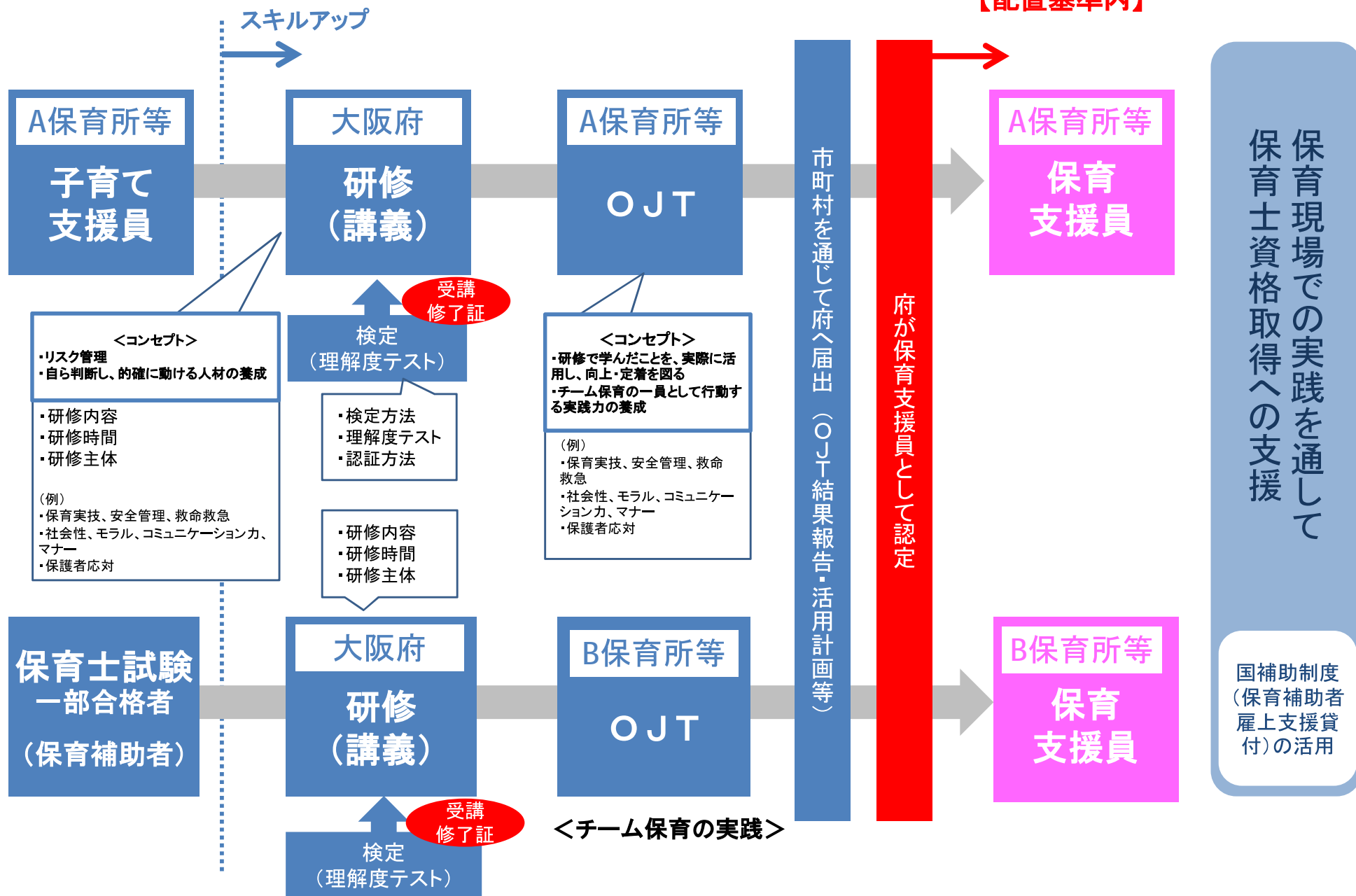
- 職員の健康管理
- 経理事務(予算執行管理、教材教具備品などの購入、利用者負担額の徴収・管理、施設の維持管理)
- 所内の行政事務処理、職員の雇用事務
- 第三者評価・リスク管理の資料作成
- 情報関係業務(園HP作成作業、ICTシステムの運用管理)

【保育士からの業務】

- 昼食の配膳・片付け
- 布団敷き
- 保育教材の準備
- 施設の清掃
- 遊具の掃除・消毒
- イベントの準備
- 園だより・ブログなど作成補助

保育支援員の養成スキーム(案)

【配置基準内】



保育支援員研修(案)

【研修のねらい】

- ・保育支援員として、現場で活動するために必要な知識を修得する。
- ・日々の現場実務では学びにくい、保育の質を上げるために役立つ情報・知識を修得する。

【達成目標】

- ・緊急時に自ら判断し、行動できる能力の育成
- ・保育に関わるリスク管理について確実な理解
- ・保育人材として、良好なコミュニケーション能力、態度の獲得

【作成にあたっての留意点】

- ・子育て支援員として働きながら受講することを前提にした、計画日程
- ・課題についての事例紹介、制度や取組等の最新動向など、実践的な内容
- ・講義60分と、参加者の振り返り討議30分の90分を基本とする
(総時間12回×90分=18h ……週2日×2コマで3週間)

【研修プログラム(案)】

- ・資料9-2参照

保育支援員研修プログラム(案)

資料9-2

子育て支援員研修(地域型保育コース)

	科目	内容
研 基 修 本	「子ども・子育て家庭の現状」ほか7科目(計8時間)	
	①乳幼児の生活と遊び	子どもの発達と生活、遊びと環境、保育のねらい・人との関係と保育のねらい・内容、子どもの一日の生活と流れと役割
共 通	②乳幼児の発達と心理	発達とは、時期区分と特徴、ことばとコミュニケーション、自分と他者、手のはたらき、移動する力、心と行動を支える保育者の役割
	③乳幼児の食事と栄養	離乳の進め方の最新動向、栄養バランスと食事作りのポイント、食物アレルギー、食育のポイント
	④小児保健Ⅰ	健康観察のポイント、発育と発達、衛生管理・消毒、薬の預かり
	⑤小児保健Ⅱ	子どもに多い症例と対応、病気、対策ガイドライン周知、事故予防と対応
	⑥心肺蘇生法	心肺蘇生法、AED、異物除去方法
	⑦地域保育の環境整備	保育環境を整える前に、保育に必要な環境とは、環境のチェックポイント
	⑧安全の確保とリスクマネジメント	子どもの事故、予防保育法上の留意点、緊急時の連絡・対策・対応、リスクマネジメントと賠償責任
	⑨保育者の職業倫理と配慮事項	職業倫理、自己管理、地域等との関係、保育関係者等との関係、行政との関係、地域型保育の保育者の役割
	⑩特別に配慮を要する子どもへの対応(0～2歳児)	気になる行動、気になる行動の子どもの特徴、対応の考え方、行動の原因と対応、保育者の役割、遊びを通して発達を促す方法
	⑪グループ討議	討議の目的、原則、効果、進め方、演習
	⑫実施自治体の制度(任意)	関係機関、地域資源
	地 域 保 育 コ ー ス	①地域型保育の概要
②地域型保育の保育内容		地域型保育における保育内容、地域型保育の1日の流れ、異年齢保育、新しく子どもを受け入れる際の留意点、地域の社会資源の活用、保育の計画と記録、保育の体制
③地域型保育の運営		設備及び運営の基準の遵守、情報提供、受託までの流れ、地域型保育の運営上必要な記録と報告
④地域型保育における保護者への対応		保護者との関わりと対応、保護者への対応の基本、子育て支援における保護者への相談・助言の原則、保護者への対応～事例を通して考える～
⑤見学オリエンテーション		見学実習の目的、見学実習のポイントと配慮事項
⑥見学実習2日以上		保育の1日の流れを見る、保育の記録・計画、受付等の書類や環境構成、保護者対応の実際等について学ぶ

地域
保
育
コ
ー
ス

(選
択)
地
域
型
保
育

26科目・29時間～30時間+実習2日以上

保育支援員研修プログラム(案)

	科目	内容
1	【新規】保育支援員概論	・保育支援員に期待されるもの、チーム保育 ・個人情報保護
2	①乳幼児の生活と遊び	乳幼児の生活と遊び～保育実技 ・発達・成長過程に応じた、子どもへの関わり方(遊び方の支援、声かけ等)
3	②乳幼児の発達と心理	乳幼児の発達と心理 ・乳幼児への具体的な関わり方 ・発達段階に応じた関わり方、コミュニケーション
4	③乳幼児の食事と栄養	乳幼児の食事指導 ・発達に応じた、食事指導 ・食物アレルギー対策
5	④小児保健Ⅰ	感染予防の実際 ・日常保育でのチェックポイント(手洗い、掃除等)
6	⑤小児保健Ⅱ	保育事故を防ぐ ・SIDS事故例、対処方法
7	⑥心肺蘇生法 (保育士試験一部合格者のみ必須)	心肺蘇生法、AED、異物除去方法
	⑦なし	—
8	⑧安全の確保とリスクマネジメント	身近な安全管理対策 ・朝の確認、室内活動、屋外活動
	⑨なし	—
9	⑩特別に配慮を要する子どもへの対応(0～2歳児)	発達障害等への理解 ・発達障害の対応
	⑪・⑫および (選択)地域型保育の ①・③・⑤・⑥なし	—
10	②地域型保育の保育内容	保育の計画、記録(連絡帳、保育日誌)の書き方の実践
11	④地域型保育における保護者への対応	保護者への相談・助言の演習
12	【新規】総括理解度テスト	保育を取り巻く課題や社会制度理解度テスト

総時間 12回×90分=18時間
・・・週2日×2コマで3週間

※ 保育支援員研修プログラム(案)においては、いずれも講義60分+参加者の振り返り討議30分の計90分を基本とする。

保育士試験科目

保育士試験は、筆記試験及び実技試験によって行い、実技試験は、筆記試験のすべてに合格した者について行う。

筆記試験は、次の科目について行う。

1. 保育原理
2. 教育原理及び社会的養護
3. 児童家庭福祉
4. 社会福祉
5. 保育の心理学
6. 子どもの保健
7. 子どもの食と栄養
8. 保育実習理論

実技試験は、保育実習実技について行う。

(児童福祉法施行規則第6条の10)

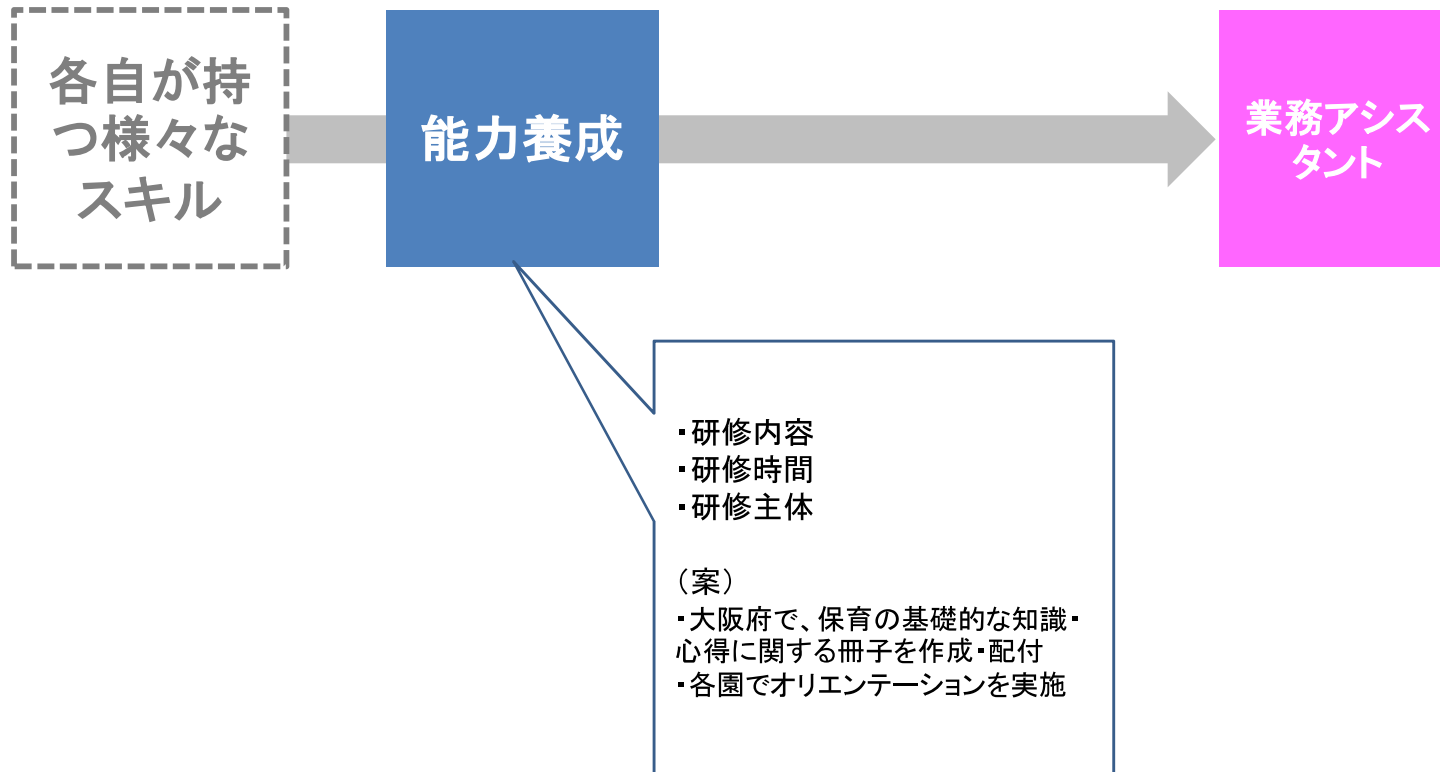
新たな保育人材の人物像② 業務アシスタント【配置基準外】

資料11

	イメージ	第1回部会での主な意見	論点
コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ○業務が多忙化する保育現場で、保育士が専門性を発揮できるよう、側面支援するスタッフ ○保育所内のチーム力、マネジメント力を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士以外の人材も活用することが効果的な業務を担当し、保育士を側面支援 ○主任保育士の業務補助や情報処理担当 ○園長や主任保育士が事務処理に追われて、保育業務から遠ざかってしまっている園もある。 ○業務アシスタントから保育支援員、さらには保育士へのステップアップも一定想定するが、下位職と位置づけてしまうことは避けたい 	<p>①業務アシスタントの業務イメージ【資料6・7】</p> <p>②業務アシスタントの育成方法 (基本的保育知識の習得)</p>
想定対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○事務処理能力が一定必要 ○他業種、他業界からの転職者 ○M字カーブの30～40代子育て経験者、子育て・地域貢献に興味ある中高年等 	<ul style="list-style-type: none"> ○業務内容だけに着目すると、事業者へのアウトソーシングも可能。外部人材を受け入れる保育所のスペースの問題もある。(事務スタッフの作業スペースを想定していない) ○ICTを活用した在宅勤務もありうる。個人情報のセキュリティの課題はクリアする必要はある。 ○在宅勤務でも、就業機会拡大のため、保育所に入出しし、所内業務に関わることもあり。保育士と協働することでのメリットも期待したい。 	
業務例	<ul style="list-style-type: none"> ○情報関係業務(資料作成、記録、園HP作成、ICTシステムの運用管理) ○経理事務(予算執行管理、教材教具備品などの購入、利用者負担額の徴収・管理、施設の維持管理) ○朝夕受入れ時の安全確保、園庭での見守り、行事への参加(地域連携) ※短時間勤務、スポットでの活動 ○所内の行政事務処理、職員の雇用事務 ○第三者評価資料作成、リスク管理 ○所長、主任保育士等の管理職補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士の仕事内容の分解 	
育成	<ul style="list-style-type: none"> ○保育に対する基礎知識の修得 ○保育所関係の行政実務 保育士とは別の+α能力 ○コミュニケーション力、リスク管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政に人材養成を求める提案とするのか、施設の人材雇用に際しての改善提案とするのか 	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士の専門性発揮が高まる ○待遇面からの保育士業務改善につながる 	<ul style="list-style-type: none"> ○業務アシスタントの人が保育に興味をもち、研修を受けて保育サポーターになり、さらに保育士にステップアップしていくことも、一つの道筋とした 	

業務アシスタントの養成スキーム(案)

【配置基準外】



国における補助支援策と府内における取り組み状況

参考

	補助事業名	事業概要	補助内容・補助率等	H27府・市町村 取組状況	H28の状況 今後の動き
新たな保育士の育成・就業支援、保育教諭の確保	保育士試験、特区試験の実施	保育士試験の実施(年2回)	—	年2回実施	年2回実施
	保育士修学資金【貸付】	養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付(卒業後5年間の実務従事により返還免除)	学費5万円(月額) 入学準備金20万円、就職準備金20万円等 貸付期間は2年間を限度 ☞国9/10、府1/10	—	府実施(今秋)
	保育士養成施設に対する就職促進支援	養成施設を卒業予定の学生に対する保育所への就業を促進する取組を行う養成施設に対し、補助	保育所等への就職割合が前年比2%増ごとに26万円 ☞国1/2、府1/2	府実施 5校	府実施予定
	新規卒業者の確保、就業継続支援事業	養成施設の学生等に対する就職説明会 経営者・管理者・保育士に対する就業継続支援研修 潜在保育士の再就職支援研修	☞国1/2、府又は市町村1/2	4市実施	3市実施予定
	保育教諭確保のための資格取得支援	幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭を確保するため、幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得のための受講料等を補助	受講料補助 上限10万円 代替保育士雇上費 6,120円/日 ☞施設1/2、国1/4、府1/4	府・政令中核市(4市)実施、保育士資格13名・幼免75名	府・政令中核市(4市)実施
潜在保育士の復帰支援	保育士・保育所支援センター設置運営	潜在保育士への相談支援、就職あっせん、求人情報の提供等	1自治体あたり、コーディネーター雇上費等 ☞国1/2、府又は政令・中核市1/2	府・政令中核市(3市)実施 府就職人数約50人	府・政令中核市(4市)実施
	潜在保育士の再就職支援【貸付】	潜在保育士が再就職する場合の準備金の貸付(2年間の実務従事により返還免除)	貸付額20万円(上限) ☞国9/10、府1/10	—	府実施(今秋)
	未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援【貸付】	潜在保育士の未就学児の優先入所及び未就学児の保育料の一部貸付(再就職後2年の実務従事により返還免除)	保育料の半額(月額上限2.7万円) 貸付期間は1年間を限度 ☞国9/10、府1/10	—	府実施(今秋)
保育士の就業継続	保育士宿舎借り上げ支援	民間保育所等の新規採用者又は5年以内の常勤保育士に対し、宿舎の借り上げ費用の一部を補助	8.2万円(月額) ☞国1/2、市町村1/2	6市実施	市町村実施予定
働く職場の環境改善	保育所等における業務効率化推進	保育士の業務負担軽減を図るため、指導計画やシフト表の作成のためのシステム購入費を支援。 事故防止・検証のため、子ども見守りのためのカメラ設置費用の支援。	システム 100万円以内 ビデオカメラ 10万円以内 ☞国3/4、市町村1/4	—	約30市町村実施予定
	保育補助者雇上支援【貸付】	保育士資格を持たない保育補助者の雇上費の貸付により、保育士の負担を軽減(保育補助者が3年間で保育士資格を取得した場合、返還免除)	295.3万円(年額) 貸付期間は3年間を限度 ☞国9/10、府1/10	—	府実施(今秋)
	保育体制強化	待機児童解消加速化プラン参加市町村で、地域住民や子育てで経験者などの地域の多様な人材(保育支援者)を保育に係る周辺業務に活用保育士の負担を軽減	9万円(月額) ☞国1/2、府1/4、市町村1/4	9市実施	市町村実施予定
子育て支援員の育成	子育て支援員研修	子育て支援員研修の実施	☞国1/2、府又は市町村1/2	地域型保育コース 4市実施 約200名	地域型保育コース 13市実施予定 約720名予定
保育人材の資質向上	保育の質の向上のための研修	保育の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育の質の向上のための研修を実施	☞国1/2、府又は市町村1/2	府・42市町村実施	府・43市町村実施